高情審答申第　８　号
平成２０年８月　８日

高松市長　大　西　秀　人　殿

高松市情報公開審査会
会長　川　東　祥　次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成１６年１月２２日付け高庶第１３４９１号および同日付け高庶第１３４９２号により諮問のあった事案について，次のとおり答申いたします。

これらの事案は，論点および処分内容が共通することから，一括して答申するものです。

１　審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「平成１５年１２月１８日頃に高松市情報公開審査会から漁業補償額等の公開の答申に関連して，高松市長に回答を求めた事項について記載した一切の文書その他の資料（高松市職員が作成し，又は取得した一切の資料を含む。）」および「平成１５年１２月１８日の高松市情報公開審査会の一切の会議の内容を記録した一切の文書，録音テープその他の資料（日時，場所，出席者名等を記載した会議録等を含む。）」（以下「対象行政文書」という。）について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が非公開とした処分は相当であり，本件異議申立てを棄却すべきである。

２　異議申立てに至る経過

本件２件について，平成１５年１２月２２日に，高松市情報公開条例（平成１２年高松市条例第３９号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文

書の公開請求がそれぞれあり，受け付けた。実施機関は，平成１６年１月５日にそれぞれ非公開の決定をし，請求人に通知した。請求人は，同月６日付けで「本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて異議申立書を提出し，実施機関は同月８日にこれを受け付けた。

３　異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

（１）　本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。

（２）　本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。

【高庶第１３４９１号の諮問に係るもの】

本件請求対象情報は，審査会の審査や審議の手続の情報ではない。

更に，本件請求対象情報に録音テープ以外の１枚の文書も存在しないとは考えられない。情報公開コーナーの職員以外の職員の作成した文書も調査したのか疑問である。

【高庶第１３４９２号の諮問に係るもの】

本件請求対象情報には，審査会の審査や審議の手続の情報以外の情報も含まれているのである。少なくとも，日時，場所，出席者名，審査会の審査や審議の手続以外の情報は開示すべきである。

本件請求対象情報に録音テープ以外の１枚の文書も存在しないとは考えられない。

（３）　本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例８条に違反し，本件処分は無効である。

４　実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次

のとおりである。

本件行政文書は，情報公開審査会の審議内容が記載された文書等であり，該当する行政文書は，平成１５年１２月１８日開催の情報公開審査会の審議内容を録音したテープである。

情報公開審査会の審査については，高松市情報公開条例２４条に「審査会の行う審査および審議の手続は，公開しない。」と定めており，審査内容を録音した当該テープについては公開することができない。

よって，高松市情報公開条例７条６号「法令等の定めるところまたは実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国もしくは他の地方公共団体の機関の指示により，公にすることができないとされている情報」に該当し非公開としたものである。

５　審査会の判断

当審査会は，実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果，次のとおり判断する。

実施機関の説明によると，本件対象行政文書は情報公開審査会の審議内容を録音したテープ以外にはなく，当該情報は「審査会の行う審査および審議の手続」であるとして非公開としたとのことであった。

条例２４条には「審査会の行う審査および審議の手続は，公開しない。」と規定しており，情報公開審査会の関係文書について，実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって，当審査会は，「1　審査会の結論」のとおり判断する。

６　審査処理経過

別紙のとおり

年　　月　　日	処　　理　　内　　容
平成１６年１月２２日	諮問書受付
平成２０年３月３日	実施機関からの非公開理由書受付
平成２０年３月２８日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成２０年４月２３日	答申案審査
平成２０年７月３０日	答申案再審査
平成２０年８月８日	答申